

訪問リハビリテーション利用料金について

【令和8年6月より】

○ 1回あたりの料金

要介護認定区分(要介護1~5)

		加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数	
介護保険一部負担		訪問リハビリテーション費	308	616	924	1回につき	
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	12	18	1回につき	
		介護職員等処遇改善加算	所定単数の11.1%を加算				
	対象者のみ	リハビリテーション マネジメント加算	(ロ)	213	426	639	1月につき
			事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合上記(ロ)に加算	270	540	810	1月につき
			退院時共同指導加算	600	1200	1800	1回につき
			短期集中リハビリテーション実施加算	200	400	600	1日につき
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%を加算					

介護予防訪問リハビリテーション利用料金について

○ 1回あたりの料金

要支援認定区分(要支援1、要支援2)

		加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数	
介護保険一部負担		介護予防訪問リハビリテーション費	298	596	894	1回につき	
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	12	18	1回につき	
		介護職員等処遇改善加算	所定単数の11.1%を加算				
	対象者のみ		短期集中リハビリテーション実施加算	200	400	600	1月につき
			退院時共同指導加算	600	1200	1800	1回につき
			利用開始月から12月超の利用の場合(1回につき30単位減算)	-30	-60	-90	1回につき
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%を加算					

2.各加算説明

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

適切な人数のスタッフが配置されており、かつ勤続7年以上のスタッフが30%以上在籍していること

・介護職員等処遇改善加算

介護現場で働く職員の賃金向上や職場環境の改善を目的とした加算です。国の方針に基づき、介護職員の確保と定着を図り、サービスの質を維持・向上させるために設けられています。頂戴した加算は、全額が職員の給与改善や資質向上のための研修費用等に充てられる仕組みとなっており、より安心なケアの提供に繋げるものです。

・リハビリテーションマネジメント加算(ロ)

医師とリハビリ専門職が密に連携し、医学的な根拠に基づいたリハビリ計画を策定しており、全国の介護データが集まるシステムに匿名で情報を送り、その分析結果をリハビリに活かすことで算定できる加算

・短期集中個別リハビリテーション実施加算

退院等から3ヶ月間に限り、週2回以上の集中訪問を行う場合に適用されます。早期回復と生活動作の定着を目的としたものです。

・退院時共同指導加算

退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施するため医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合に加算される。

・中山間地域サービス提供加算

通常の実施地域以外に居住する要介護者に対する介護サービスの提供に係る交通費や移動の時間等を評価するための加算

・利用開始月から12月超の利用の場合

利用開始から12月が経過した場合、減算される。ただし、定期的なりハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行い、LIFEへリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進する場合は減算しない。

【 事業所番号 3051480014 】

医療法人同仁会

辻整形外科

〒642-0031 和歌山県海南市築地1-50

TEL (073)483-1234

FAX (073)483-0221

ご不明な点がございましたら
お問い合わせ下さい。